

京極町過疎地域持続的発展市町村計画

計画期間：令和3年度～令和8年度

北海道虻田郡京極町

目 次

1. 基本的な事項	- 3 -
(1) 京極町の概況	- 3 -
(2) 人口及び産業の推移と動向	- 6 -
(3) 京極町行財政の状況	- 9 -
(4) 地域の持続的発展の基本方針	- 11 -
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	- 12 -
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	- 12 -
(7) 計画期間	- 12 -
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	- 12 -
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	- 13 -
(1) 現況と問題点	- 13 -
(2) その対策	- 13 -
(3) 計画	- 14 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 14 -
3. 産業の振興	- 15 -
(1) 現況と問題点	- 15 -
(2) その対策	- 18 -
(3) 計画	- 21 -
(4) 産業振興促進事項	- 21 -
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 21 -
4. 地域における情報化	- 22 -
(1) 現況と問題点	- 22 -
(2) その対策	- 22 -
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 22 -
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	- 23 -
(1) 現況と問題点	- 23 -
(2) その対策	- 24 -
(3) 計画	- 25 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 25 -
6. 生活環境の整備	- 26 -
(1) 現況と問題点	- 26 -
(2) その対策	- 29 -
(3) 計画	- 31 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 31 -
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	- 32 -
(1) 現況と問題点	- 32 -
(2) その対策	- 33 -
(3) 計画	- 34 -

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 34 -
8. 医療の確保	- 35 -
(1) 現況と問題点	- 35 -
(2) その対策	- 35 -
(3) 計画	- 35 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 35 -
9. 教育の振興	- 36 -
(1) 現況と問題点	- 36 -
(2) その対策	- 37 -
(3) 計画	- 38 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 39 -
10. 集落の整備	- 40 -
(1) 現況と問題点	- 40 -
(2) その対策	- 40 -
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 40 -
11. 地域文化の振興等	- 41 -
(1) 現況と問題点	- 41 -
(2) その対策	- 41 -
(3) 計画	- 41 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 41 -
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	- 42 -
(1) 現況と問題点	- 42 -
(2) その対策	- 42 -
(3) 計画	- 42 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 42 -
事業計画（令和3年度～令和8年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）	- 43 -

1. 基本的な事項

(1) 京極町の概況

① 京極町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

本町は北海道の西部、後志総合振興局管内の北東部、羊蹄山麓の東裾、東経 140° 43′ ~140° 03′、北緯 42° 48′ ~42° 58′ に位置し、東西は 14.3 km、南北は 13.8 kmで、総面積は、231.49 km²の町である。

東は、無意根連峰を境界として札幌市に隣接し、西は倶知安町、南は喜茂別町、北は赤井川村にそれぞれ隣接している。

地勢は、大部分が丘陵起伏して平坦地は少ないが、後志最大の一級河川尻別川の流域とその支流であるワッカタサップ川、ペーペナイ川の三河川の流域は平坦で、尻別川以西の羊蹄山麓地帯は高台地となっている。

土質は、後志火山地域（那須火山帯）に属する関係上、山岳地は第四紀の火山噴出物の輝石、安山岩よりなっており、尻別川流域は沖積系、その他の地域のおよそ 70%は第四紀に属する洪積系からなっている。

土壌は、一般に埴壤土で部分的に砂壤土があり、標高が高くなるに従って礫を多く混入し、地域のほとんどが強酸性である。

気象については、年平均気温は 7.7℃、年間降水量は、平成 30 年に 1888.5mm を記録している。気候については、町の周囲が概ね山岳に包囲されており、内陸的な気候を呈し日照時間が少なく、特に南西部に羊蹄山（1,898m）があるため、農作期間の後半において寡照の影響が極めて大きい。

平年における農耕期は、4月下旬~5月初旬となっている。夏期は、全般に南東風で比較的温順な気候であるが、日中と夜間の温度差が大きい。

冬期は、11月下旬には根雪となり、道内でも有数の豪雪地帯で融雪は遅い。

年平均気温と年間降水量

	年平均気温	年間降水量
平成 27 年	7.9℃	1,625.5 mm
平成 28 年	7.3℃	1,628.0 mm
平成 29 年	6.9℃	1,608.5 mm
平成 30 年	7.4℃	1,888.5 mm
令和元年	7.7℃	1,038.5 mm

資料：倶知安測候所

イ 歴史的条件

京極町は明治 30 年、旧讃岐丸亀藩主京極高德子爵が畑作を目的として未開地約 800ha の貸付けを受け、洞爺村より京極農場の開墾指導者として 5 戸 27 名を招いたことにはじまる。

その後、石川、福島、山梨、群馬、宮城等各県からの団体移住の入植によって開拓が進められた。明治 43 年に倶知安村から分村して東倶知安村（戸数 1,235 戸、人口 6,783 人）となった。

大正初期における脇方鉱山（褐鉄鉱石の採掘・昭和 44 年閉山）の本格的な採鉱開発に伴い大正 8 年に京極線（倶知安～京極）、大正 9 年には脇方線（京極～脇方）の鉄道開通によって、農林産物、鉱産物や生活物資等の流通が飛躍的に発展、住民経済活動は一段と活気を呈し、大正 12 年、一級村制の施行となった。

昭和 13 年、京極家の温情ある決断によって京極農場が円満に小作人に開放され、昭和 15 年村名を京極村に改称した。

昭和 37 年に町制を施行し、現在に至っている。

ウ 社会的条件

市街地を中心にして、枝状に集落が形成されている。

交通状況は、昭和 61 年の国鉄胆振線廃止以降、自動車が交通の要となっており、道内の主な場所から本町までは、倶知安町からは約 20 分、札幌市からは約 1 時間 50 分、千歳空港からは約 1 時間 50 分の距離にある。

エ 経済的条件

明治 30 年に開拓の鋤が入れられて以来、純農村を基調としてその歩みを続けてきた。その間、脇方鉱山の開発と鉄道の敷設により羊蹄山麓における物資の集散地たる役割を果たすとともに、農林業、鉱業、商工業の多角的機能を発揮し発展してきたが、昭和 44 年、脇方鉱山の閉山、昭和 61 年の胆振線廃止は、社会経済情勢の変化に加え、地域経済を低迷させる要因になった。

しかし、昭和 60 年に「羊蹄のふきだし湧水」が環境庁の「日本名水百選」に選ばれたことにより、ふきだし公園には年間 80 万人もの観光客が訪れる本町の観光名所となっている。国民の価値観が「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化している現代において、この「湧水」が果たす役割は本町にとって非常に大きく、かけがえのないものとなっている。

② 京極町における過疎の状況

ア 人口等の動向

本町の人口は、昭和 35 年 4 月（住基人口）に 7,075 人であったが、令和 2 年 4 月（住基人口）には 2,926 人と 60 年間の人口減少率は 58.6%に達している。その原因は高度成長期における離農、若年労働者等の都市への人口流出、加えて昭和 44 年に脇方鉱山が閉山という特殊事情により、過疎化が一段と進行したものである。

しかし、平成 12 年以後の国勢調査において人口が僅かながら増加に転じ、その主な要因は、北海道電力㈱の京極発電所建設に伴う、工事関係者の増加によるものであったため、平成 27 年に京極発電所 2 号機が完成したことにより、人口も減少傾向となり、令和 2 年国勢調査の速報値では前回調査から 7.7%減少している。

イ これまでの対策

過疎地域自立促進特別措置法に基づき、基幹産業である農林業の振興を柱に、観光レクリエーション施設、交通・情報通信、教育文化施設、生活環境施設、高齢者福祉施設、診療所の整備等、魅力あるまちづくりのため積極的に推進してきた。

ウ 現在の課題

出生率の低下、高齢化の増加等による人口の減少に対応する各種施策を展開しなければならない。基幹産業である農業については、環境との調和を図りながら消費者に信頼される安全かつ良質な農産物を生産するため、生産基盤の改善、技術の向上、あるいは人材育成等が必要である。

商業については、人口減少と自家用車の普及による都市部への消費者の流出から地元商店街に売上げ減少等の影響が出ているため、商店街の活性化、商店街の改善、地域の実情に合ったサービスの提供などを行い、商業の活性化を図る必要がある。

観光については、年間 80 万人もの観光客が訪れる「ふきだし公園の名水」にちなんだ商品等の開発を支援するなど、地場産業とも連携していくことが必要である。

エ 今後の見通し等

このような中で今後は、農林業を中心とした地場産業の育成、振興を継続して図るため、地域資源の有効活用を推進するなど、雇用の場の確保を図るとともに、豊かな自然を大切にしながら、カーボンニュートラルの実現に向けて再生エネルギーの活用を支援し、住みよい環境づくりを進めるとともに、ICT 技術の進展に沿った産業振興を積極的に行うなど、高度情報化、そして高齢化社会に対応する施策を行うことにより、これまでの過疎対策の推移を踏まえて、コロナ禍による未曾有の厳しい社会経済情勢に対応しつつ、社会生活、産業の基盤の維持整備を積極的に推進することにより、人口減少問題の解決の糸口を探っていくこととしている。

③ 京極町の社会経済的発展の方向の概要

国勢調査による本町の産業別就業人口(平成 27 年)の比率を見ると、第 1 次産業が 21.9 %、第 2 次産業 19.3 %、第 3 次産業 58.9%である。第 2 次産業の比率が減少しているが、その主な要因は、北海道電力(株)の京極発電所建設完成に伴う、工事関係者の減少によるものである。本町の基幹産業は、第 1 次産業の農業であり、農業形態は、馬鈴しょ、大豆等の豆類、小麦、てん菜、そ菜等の畑作である。第 2 次産業は、農林産物製造加工業、水産養殖業、水を利用した飲料製造業、建設業等、第 3 次産業は商店の他に、医療福祉関係、各種サービス業である。

本町の経済的立地特性としては、道庁所在地の札幌まで約 1 時間 50 分と近距離にあり、ニセコ地域をはじめとする後志地方の観光ルート或いは新千歳空港や洞爺、苫小牧方面への交通の利便性が高いことが掲げられる。また、本町は畑作地帯として、生産性の高い農業経営が広がり、創意と工夫をこらした各種農林産加工品が製造されており、各種特産品の開発や流通体制の整備に加え、自然環境の活用による観光開発を推進することにより、消費需要が拡大され、町民所得の増加に寄与するものと考えられる。特に概ね 10 年後には、北海道新幹線の倶知安駅開業や自動車専用道路の余市～倶知安間の開通など交通体系が大きく変わることから、必要な対策をしっかりと講じていくことが必要である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口動向を国勢調査で見ると、昭和35年と平成27年との比較では、人口減少率は、55.1%に達している。特に昭和35年以降の人口の推移を5年毎の前回対比で見ると、昭和40年は15%、昭和45年は16.2%、昭和50年は11.9%と大幅な減少となっているが、その後の社会経済情勢の変化により、昭和55年以降の減少率は小幅となり、平成12年には逆に0.8%の増加に転じ、平成22年も6.4%の増加となっている。なお、増加に転じた主な要因は、北海道電力㈱の京極発電所建設に伴う、工事関係者の増加によるものであるが、平成26年度には1号機が完成したことにより増加した工事関係者は撤退し、平成27年度には11.1%と大幅に減少している。

男女別の過去30年間の推移は、昭和60年では男2,025人の49.1%に対し、女2,100人の50.9%が令和2年においては男1,410人、49.0%に対し、女1,468人の51.0%で男女別の比率はほとんど変化がない。

年齢階層別では、昭和35年の年少人口2,381人に対し、平成27年では388人と83.7%もの減少となっている。また、生産年齢人口については、昭和35年の4,320人に対し、平成27年1,645人と半以下に、反面65歳以上の人口は、昭和35年の374人に対し、平成27年は1,144人と約3倍に達しており、高齢化社会へと急速に進行している状況にある。このような状況は、本町の活力低下に拍車をかける要因となっている。

産業別就業人口については、総人口の減少に伴い、昭和35年から平成27年までの間に就業人口総数が53.6%と半以下となっており、特に第1次産業就業者は、基幹産業である農業就業者がこの間に約5分の1になったことなどにより、82.0%もの大幅な減少となっている。また、第2次産業就業者及び第3次産業就業者も減少傾向である。

平成27年10月に策定した「まち・ひと・しごと創生京極町人口ビジョン」において、人口の将来展望を示しており、合計特殊出生率を令和12年に1.8、令和22年に人口置換水準である2.07まで上昇させ、平成28年度以降、性別及び年齢別の社会増減がそれぞれ均衡とした場合、表1-1(3)の人口を維持していくことを目標としている。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 7,075	人 4,439	% -37.3	人 3,770	% -15.1	人 3,583	% -5.0	人 3,177	% -11.3
0歳～14歳	2,381	1,059	-55.5	641	-39.5	409	-36.2	388	-5.1
15歳～64歳	4,320	2,851	-34.0	2,492	-12.6	2,144	-14.0	1,645	-23.3
うち15歳～29歳(a)	1,900	910	-52.1	578	-36.5	406	-29.8	272	-33.0
65歳以上(b)	374	529	41.4	637	20.4	1,030	61.7	1,144	11.1

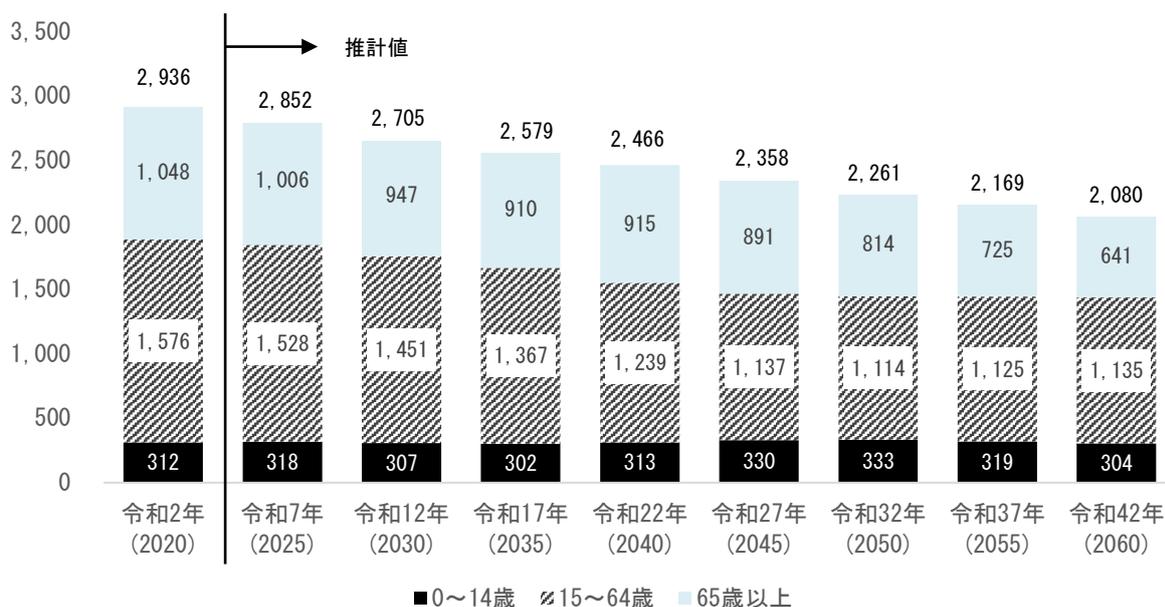
(a)/総数	%	%		%		%		%	
若年者比率	26.9	20.5		15.3		11.3		8.6	
(b)/総数	%	%		%		%		%	
高齢者比率	5.3	11.9		16.9		28.7		36.0	

表 1-1(2) 人口の推移（住民基本台帳） (単位：人、%)

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	3,549		3,475		-2.1	3,431		-1.3
男	1,707	48.1	1,684	48.5	-1.3	1,661	48.4	-1.4
女	1,842	51.9	1,791	51.5	-2.8	1,770	51.6	-1.2

区 分	平成 27 年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	3,173			2,936		
(外国人住民は除く)	3,163		-7.8	2,878		-9.0
男	1,557			1,420		
(外国人住民は除く)	1,556	49.2	-6.3	1,410	49.0	-9.4
女	1,616			1,516		
(外国人住民は除く)	1,607	50.8	-9.2	1,468	51.0	-8.6
参考	男(外国人住民)	1	10.0	10	17.2	
	女(外国人住民)	9	90.0	48	82.8	

表 1-1(3) 人口の見通し（京極町人口ビジョン） (単位：人)



	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
0～14歳	10.6%	11.1%	11.3%	11.7%	12.7%
15～64歳	53.7%	53.6%	53.6%	53.0%	50.2%
65歳以上	35.7%	35.3%	35.0%	35.3%	37.1%

	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和37年 (2055)	令和42年 (2060)
0～14歳	14.0%	14.7%	14.7%	14.6%
15～64歳	48.2%	49.3%	51.9%	54.5%
65歳以上	37.8%	36.0%	33.4%	30.8%

表1-1(4) 産業別人口の動向（国勢調査）（単位：人、％）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	3,319	—	2,926	-11.8	2,728	-6.8	2,290	-16.1
第一次産業 就業人口比率	1,868 56.3		1,344 45.9		1,066 39.1		823 35.9	
第二次産業 就業人口比率	604 18.2		745 25.5		753 27.6		662 28.9	
第三次産業 就業人口比率	847 25.5		837 28.6		909 33.3		805 35.2	

区 分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	2,317	1.2	2,283	-1.5	2,113	-7.4	2,059	-2.6
第一次産業 就業人口比率	725 31.3		657 28.8		589 27.9		546 26.5	
第二次産業 就業人口比率	672 29.0		697 30.5		589 27.9		575 27.9	
第三次産業 就業人口比率	920 39.7		929 40.7		935 44.2		938 45.6	

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	1,996	-3.1	1,965	-1.6	2,075	5.6	1,541	-25.7
第 一 次 産 業	491		397		356		337	
就業人口比率	24.6		20.2		17.2		21.9	
第 二 次 産 業	535		533		703		297	
就業人口比率	26.8		27.1		33.9		19.3	
第 三 次 産 業	970		1,035		1,016		907	
就業人口比率	48.6		52.7		49.0		58.9	

(3) 京極町行財政の状況

① 行政の状況

本町は、昭和 37 年 5 月 1 日、町制が施行されて現在に至っている。

広域行政については、近隣の市町村と次のような体制をつくっている。

ア 後志公平委員会

昭和 41 年 10 月 20 日設置

(後志管内 19 町村共同設置)

イ 羊蹄山麓環境衛生組合

昭和 43 年 5 月 1 日設置

(倶知安町、京極町、喜茂別町、留寿都村、真狩村、ニセコ町)

ウ 羊蹄山ろく消防組合

昭和 48 年 4 月 1 日設置

(倶知安町、京極町、喜茂別町、留寿都村、真狩村、ニセコ町、蘭越町)

エ 後志広域連合

平成 19 年 4 月 24 日設置 (後志管内 16 町村)

近年、急激な社会環境の変化、人々の意識や価値観が多様化する中で、行政として様々な対応が迫られており、これらに対し、質の高い公共サービスを提供できる体制が求められている。

本町では、平成 17 年度から行財政改革プランを作成し、事務事業の見直し、さらには人件費等の見直しを実施したところであり、引き続き行財政基盤の強化を図っている。

また、21 世紀における地方分権、地方自治の推進は、行政と町民の連帯と協働によるまちづくりであり、誰もが自主的・主体的に参加・参画できる施策が必要である。

② 財政の状況

これまでの財政運営は、将来負担の最小限にすべく過疎対策事業債等の交付税措置のある有利な起債の発行に努めてきた。また、平成 26 年度に完成した水力発電所の稼働により町税収入が大きく増加し、令和元年度の財政力指数は 0.79 まで上昇し、経常収支比率は一時

70%を下回ったところである。

また、財政力指数の上昇で本町は過疎指定団体から外れることとなったため、経過措置期間内に計画的に過疎対策事業を実施する必要がある。

近年は公共施設の老朽化に伴う維持管理コストが増加傾向にあることや義務的経費も今後増加する見込みであるため、公共施設に関する長期的な計画の策定や事務事業の見直しなどによる歳出抑制の改革を進めていかなければならない。

固定資産税は、一時的な歳入の増加であり、今後は減価償却により減少することが確実である中で、将来的に厳しい財政状況が予想されることから、引き続き、徹底した経費の削減と限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めるなど、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を図る必要がある。

表 1-2(1) 市町村財政の状況（決算額）

（単位：千円）

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	4,989,848	6,502,160	4,031,940
一般財源	2,361,696	3,053,686	2,657,179
国庫支出金	1,341,028	318,052	254,941
都道府県支出金	187,456	2,133,932	219,148
地方債	794,400	740,500	369,400
うち過疎対策事業債	606,100	699,900	169,400
その他	305,268	255,990	531,272
歳出総額 B	4,846,930	6,066,530	3,929,821
義務的経費	1,266,905	1,295,853	1,311,111
投資的経費	1,811,745	2,369,578	538,390
うち普通建設事業	1,811,745	2,369,578	538,390
その他	1,341,091	1,633,013	1,827,227
過疎対策事業費	427,189	768,086	253,093
歳入歳出差引額 C (A-B)	142,918	435,630	102,119
翌年度へ繰り越すべき財源 D	500	2,140	385
実質収支 C-D	142,418	433,490	101,734
財政力指数	0.19	0.36	0.79
公債費負担比率	15.3	14.8	16.1
実質公債費比率	11.4	6.7	7.1
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	80.0	69.2	77.8
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	4,169,779	4,439,704	4,118,507

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	36.0	35.3	38.3	39.4	39.7
舗装率 (%)	17.1	27.4	32.1	32.9	33.0
農道					
延長 (m)	—	—	—	—	—
耕地 1ha 当たりの 農道延長 (m)	2.8	1.3	0.9	—	—
林道					
延長 (m)	—	—	—	51,754	56,524
林野 1ha 当たりの 林道延長 (m)	3.9	1.8	4.5	2.9	3.1
水道普及率 (%)	76.5	79.2	90.0	95.1	97.5
水洗化率 (%)		80.8	94.4	87.1	95.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	10.1	11.3	12.1	47.9	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

北海道の多くの過疎地域においては、若年層を中心とする人口の流出や高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷、地域社会や産業を支える担い手不足など、多くの課題を抱えている。京極町の持続的発展を図るための基本方針は、地理的、自然的、社会的条件に対応した産業の振興を図り、就業の機会を確保するとともに、全ての町民が安心して快適に暮らすことのできる生活環境を整備することにある。また、北海道総合計画など各種計画との整合性を保ちながら、計画的な施策の実施や SDGs への取り組みを推進するとともに、地域の特色を活かした個別施策にも、大胆かつ柔軟に対応を進める。

産業の振興では、安全・安心・美味しさを提供する農業の振興と農林産物の高付加価値化に積極的に取り組む。農林業と観光・商業との連携を進め、新たな起業、事業拡大、特産品の開発などの支援を進めていく。商業では、町内での購買力確保に向け、商店街の整備、プレミアム付き商品券発行などサービスの充実などに積極的に取り組む。観光面では、農村景観、ふきだし公園を活かした観光を基本に、体験型・参加型活動を広く展開し、観光振興に積極的に取り組むとともに観光産業の持続的発展を図っていく。各産業の安定と着実な発展を通して、若者が地域に定着して働くことのできる就業の機会を確保と拡大をしていく。

生活環境では、道路、上下水道、住宅対策などインフラ整備を進める。人口減少と高齢化に対応しつつ、全ての町民が地域で生き生きと充実した生活を送ることのできるよう、保健、福祉、医療、教育の各分野においてそれぞれの施策を展開していく。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

平成 27 年に京極町人口ビジョンを定めており、本計画においては同ビジョンに基づき、令和 8 年度の目標人口を 2,852 人とする。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画最終年度に町民から本計画の達成状況や評価について意見を伺って検証を行う。

(7) 計画期間

本町は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行により過疎地域の要件を満たさなくなったため、計画期間は経過措置期間である令和 3 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 6 箇年間とする。なお、本計画 2 年目の令和 4 年度には第 6 次京極町総合計画策定を、計画 6 年目の令和 8 年度については北海道の方針策定を踏まえたうえで、計画内容について必要な変更を加えるものとする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

現状の公共施設等の全体を把握した京極町公共施設等総合管理計画を平成 29 年に策定し、公共施設及びインフラを管理していくための基本的な方針を定めている。公共施設等の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間の将来推計に基づき、計画期間を平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間として策定。公共施設については、施設ごとの機能や利用実態を十分考慮し、全町的かつ広域的な視点を持って、将来の人口や年齢構成に見合った効率的・効果的な在り方を検討する。今後も保有すべき公共施設等については、施設の劣化が進行する前に、定期的な点検・診断を行い、施設の長寿命化を含めたライフサイクルコストの縮減を図るなど、中長期的な視点に立った計画的な維持修繕に努めるとともに、今後、改築や更新の検討も進める。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

新たな定住や交流人口の増加を視野に入れた施策を図る必要があり、平成 25 年度から本町の区域内で新築した住宅の取得に要した費用の一部について補助金を交付している。平成 27 年度には中古住宅の取得について対象を拡大、令和 2 年度には町内業者が施行した場合には補助金の上限を拡大した。

令和元年度からは、民間賃貸共同住宅の建設を促進するため、賃貸共同住宅の建設に対し補助金を交付している。

② 地域間交流、人材育成

本町における地域間交流は、香川県丸亀市と平成 28 年に親子都市として調印を行っている。丸亀市とは平成 9 年から互いの物産展の参加から交流が始まり、平成 16 年からは隔年で交互にそれぞれのイベントに参加している。平成 24 年度からは隔年で小学校児童を派遣し、京極町と丸亀市の歴史学習を行うなど交流を進めている。

また、平成 20 年から加盟している「日本で最も美しい村」連合においては、総会や研修などにより交流を深めている。特に地域ブロックである「日本で最も美しい村づくり北海道連携会議」においては、様々な物販イベントや PR イベントを通じて連携し、活動している。

生活圏の拡大等や情報化の進展に伴い、移住希望者への情報提供や、定住へ向けた取り組みの拡大が必要となっている。移住を促進するため、より効果的な取り組みを進める必要がある。

人材育成としては、令和 3 年度より高等学校等に通学する高校生等の保護者等に対して、その就学に要する費用の一部を助成する事業を実施しており、人材育成につなげている。

(2) その対策

① 移住・定住

引き続き、住宅の新築や取得等、民間賃貸共同住宅の建設に対して支援を行っていく。
東京都有楽町のふるさと移住定住センターを活用して首都圏への PR を行っていく。

② 地域間交流、人材育成

歴史的につながりの深い丸亀市と交流を進める。また、児童生徒の相互交流のため受け入れ体制の整備に努める。

人材育成については、本町の次代を担う人材育成のための支援について検討を行う。

また、外国人居住者との相互理解を深め、交流を促進し、多文化共生社会の実現を目指す。

ア 丸亀市交流事業を実施する。

イ 少年少女丸亀交流事業を実施するとともに、丸亀市からの児童生徒の受け入れ体制の整備に努める。

ウ 引き続き、高校生等の保護者に対して助成を行うなど、支援を行っていく。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発 展特別事業 移住・定住	定住促進事業 【事業内容】 本町の区域内で新築した住 宅の取得及び中古住宅の購入 に要した費用の一部を補助す る。 【必要性・効果】 人口を確保することによ り、地域の活性化を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

施設等の整備や維持・管理などについては、京極町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本町の農業は、山麓から丘陵地帯、河川地域地帯との様々な条件で営まれているが、水田面積 426ha が転作定着に伴い 8 割が転換畑となっており、畑作を中心とする農業形態となっている。令和元年度の耕作面積は 2,237ha であり、馬鈴薯を中心として、てん菜、大豆、小豆、人参等が作付けされている。

令和元年度の農家戸数は 85 戸で 1 戸当たりの経営面積の平均は 26.31ha となっている。

京極町の農業が今後とも地域の社会・経済を支える基幹産業として健全な発展を図るためには、生産者の創意と努力を基本に地域の特性を活かした農業生産を推進することが最も重要である。さらには、新技術の導入による品質の向上と生産コストの低減、優れた経営感覚を備えた担い手の育成、積極的な販路の拡大などを進め生産性の高い、足腰の強い農業を確立していく必要がある。

農業従事者の高齢化や後継者不足、農産物の価格低迷、並びに、貿易自由化の動向など農業を取り巻く環境が厳しいものとなっている中、質の高い農産物の生産、担い手の育成や後継者・新規就農者の確保を図るため、農業基盤である農地・農業用排水施設等の整備により、農業経営の改善、優良農地の保全、農業経営の近代化・効率化を促進し、地域農業の活性化のためにも農業農村整備事業に取り組み、より一層の強い農業経営に向けた支援の充実を図っていく必要がある。

農地流動化は、農地中間管理機構が創設され、遊休農地対策が強化されており、毎年 8 月に関係機関による農地パトロールを実施し、地域の農地利用の総点検、遊休農地の発生防止・解消及び違反転用防止対策を重点的に推進している。

農家戸数・人数・耕作面積・販売額

区分\年度	平成 20 年度	平成 26 年度	令和元年度
農家戸数	106 戸	96 戸	85 戸
農家人数	297 人	264 人	219 人
耕作面積	2,280ha	2,235ha	2,237ha
農畜産物販売額(推計)	1,691 百万円	2,299 百万円	2,311 百万円

資料：農業委員会、産業課調べ

農作物作付面積・生産量

(単位：ha、kg、t)

年度\区分	米			小麦			馬鈴しょ		
	作付面積	10a当収量	収穫量	作付面積	10a当収量	収穫量	作付面積	10a当収量	収穫量
27	3.56	608	21,649	361	572	2,065	623	3,682	22,926
28	3.56	529	18,845	343	562	1,925	590	3,299	19,451
29	3.56	545	19,410	369	494	1,824	600	3,639	21,840
30	3.56	441	15,726	368	394	1,451	588	2,970	17,462
元	3.56	554	19,723	387	637	2,472	568	4,026	22,902

年度\区分	大豆			小豆			てん菜		
	作付面積	10a当収量	収穫量	作付面積	10a当収量	収穫量	作付面積	10a当収量	収穫量
27	249	297	691	250	263	658	223	5,804	12,942
28	301	271	825	175	202	353	240	5,078	12,181
29	282	278	786	174	252	439	225	5,724	12,858
30	276	240	664	198	180	356	213	4,359	9,294
元	271	281	765	217	217	473	197	6,470	12,760

資料：農林水産省函館統計情報事務所倶知安出張所

② 林業

林業については、日本をはじめ世界各地で森林の荒廃が進み、水害や土砂災害といった大規模な災害が頻発していることに加え、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加による地球温暖化が大きな問題となっている。このような状況下で、森林の有する多面的機能の持続的発揮、林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生、木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献が森林・林業再生プランの三つの基本理念とされ、木材などの森林資源を最大限活用し、雇用・環境にも貢献するよう求められている。本町の森林面積は18,159haで、町総面積の78.4%を占めており、所有形態別にみると、国有林8,201ha、道有林920ha、町有林918ha、一般民有林8,120haとなっている。このうち、全体の約50%を占める一般民有林の30%は、カラマツを主体にした人工林で、現在伐採時期を迎えている。国産材については、依然続いている木材価格の低迷や労務費等諸経費の高騰という現状の中で、今後の森林施業の奨励強化、特に再造林が課題となっている。路網整備推進に基づき開設された林道は、開設より古くは30年以上経過したものがあり、そうしたインフラの維持管理・更新等を計画的に更新していかななくてはならない。ようてい森林組合製材工場は、後志管内唯一の製材工場であり多くの丸太を受け入れ製材している。鳥獣被害対策は、第5期京極町鳥獣被害防止計画（計画期間：令和2～4年度）に基づき対策を講じ、主な対象鳥獣もかつてのヒグマ対策からエゾシカ対策に移ってきている。鳥獣被害防除体制は、平成22年度からの防除施設の推進補助金により普及しつつあり被害額は減少傾向にある。鳥獣捕獲体制は、猟友会員の高齢化により新たな猟友会員の育成が急務となっている。

国有林の森林面積・蓄積量

(単位：面積 ha、蓄積千m³)

面積				蓄積		
計	人工林	天然林	除地 無立木地	計	針葉樹	広葉樹
8,201	207	7,218	776	624	160	464

道有林の森林面積・蓄積量

面積				蓄積		
計	人工林	天然林	除地 無立木地	計	針葉樹	広葉樹
920	195	725	0	114	33	81

民有林の森林面積・蓄積量

面積				蓄積		
計	人工林	天然林	除地 無立木地	計	針葉樹	広葉樹
8,966	3,052	5,638	276	1,244	680	564

資料：令和元年度北海道林業統計

③ 商工業

人口減少、消費者ニーズの多様化、購買力の流出と低下など様々な要因により、商業を取り巻く状況は非常に厳しいものがある。特に北海道電力京極水力発電所建設工事関係事務所の多くが撤退したことから、町内の商工業に与える影響が大きくなっている。

商工会を中心として、プレミアム商品券の発行、お盆と年末年始の大売り出し、三条通商店街街灯にモニュメントの設置など商店街活性化に取り組んでおり、継続と拡大が必要である。また、買い物困難者への対応など商業全体で取り組む課題がある。

本町の工業は、令和元年工業統計調査で、事業所数 7、従業員数 221 人、製造品出荷額等 5,597 百万円（従業者数 4 人以上の事業所）で、中小零細企業が大半を占めている。

商工業共通の課題として、経営者の高齢化、後継者不足があげられる。仮に後継者不在等による廃業が進んだ場合、商店街の維持自体が困難となるほか、雇用の場もなくなる可能性がある。引き続き官民挙げての様々な対策が必要である。

また、新たな起業、事業拡大、特産品開発などに対し、積極的に支援していくことも重要である。

④ 観光

「ふきだし公園」は、京極町の主な観光資源であり地域住民の憩いの場である。観光客は年間約 80 万人以上の入り込みがあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により近年は観光客数が激減している。公園は、昭和 60 年から整備が行われ、公園施設が老朽化している。

整備計画に基づき更新、改善等の再整備を行う必要がある。

「ふきだし湧水」は、「日本名水百選」あるいは「北海道遺産」にも選ばれており、「名水の郷」として町のイメージは定着してきている。今後、名水を活かした観光振興を強化する必要がある。

町内に、地元との農産物等を提供する場所が少ない。農業と連携し農業主導による6次産業化をすすめていく必要がある。

観光客のニーズは多様化し、常に変化している。ふきだし公園、湧水の他に新たな観光資源の開発が必要である。

町内の観光ルートの整備、観光案内といった関連機能の整備を推進するとともに、観光客の受け入れ基盤の強化を図らなければならない。

(2) その対策

① 農業

本町の産業振興に当たっては、農林業を中心に商業、工業、観光業と連携を図り、地域産業の活性化を推進するとともに、地元就業が可能な条件を整え、魅力ある産業の振興に努める。

担い手の育成・確保は大切な取り組みであり、青年組織（農協青年部・4Hクラブ）の活動支援を行なうとともに指導農業士・農業士と連携を図り、担い手としての資質向上と地域リーダーの育成・確保に努める。また、新たな労働力確保のための受け入れ体制の整備を図る。

本町の農業は馬鈴薯を中心として、てん菜、大豆、小豆、人参等を組み合わせて輪作体系を維持しており、堆肥導入による地力向上を図っているが、さらに土壌診断の結果を基に効率的な圃場管理を図る必要がある。また、環境保全に効果の高い営農活動を図っていく必要があることから、減農薬、減化学肥料を実施している京極町クリーン21部会の取り組みを推進する必要がある。

農業の生産性を高めるためには、生産基盤となる農地及び農業用施設の整備、不良土壌の改善対策や排水対策の促進を図ることが重要であり、これまでも農業農村整備事業による整備を進めてきているが、今後においても未整備の農地や基盤整備後年数が経過している農地などへ対応するため、農業農村整備事業の取り組みを進めていく。現在は、道営土地改良事業として平成28年度から京極地区農地整備事業（畑地帯担い手育成型）による農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、客土、区画整理による基盤整備の実施に向けた取り組みを進めている。また、緊急性を要する場合に対応するためにも農業基盤整備促進事業などの団体営事業についても取り組みを進めていく。多面的機能支払事業については、平成26年度から広域活動組織として町全域を活動範囲として12の地域が活動に取り組んでおり、農地・水路・農道の草刈や泥上げなどによる施設の保全・適正管理、農村環境の保全のための景観形成の植栽などの活動に対しての支援を行う。

ア 後継者の研修、交流機会の拡充、労働力確保のための受け入れ体制の整備を図る。

イ 産地対策の推進として、新たな農畜産物のブランド化を図る。

ウ 都市近郊型の特徴を活かした産地直送販売や契約販売・インターネット販売など新たな販路の開拓を図る。

エ 土づくりのための堆肥の施用など地力増進対策の促進を図る。

- オ 土壌分析や新技術研究のための試験圃場などの設置を図る。
- カ 馬鈴薯を基幹とした輪作体系の確立、市場動向や立地条件に基づく収益性の高い作物の研究及び導入を図る。
- キ 農協を中心とした営農指導の強化、専門的な技術者の確保を図る。
- ク 農業経営の近代化、効率化として作業の共同化や大型機械等導入及び有効利用の促進を図る。
- ケ 優良な農地の転用防止と保全を図る。
- コ 農地の集約化として、分散の農地や離農地の再編整備、担い手への農地の集約化を図る。
- サ 農業基盤整備の推進として、農業農村整備事業（国営・道営・団体営等）の積極的な活用と関係機関との連携を図り、事業内容・規模等に応じた効果的な取り組みを選択しながら事業実施の促進に努める。

② 林業

林業については、森林の持つ多面的機能の持続的発揮、林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生、木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献が3つの基本理念であり、現在はもとより将来の人々の社会的、経済的、生態学的、文化的、精神的な必要を満たすため持続的に行われることが必要とされる。

国では、インフラの維持管理・更新等を適切に進めるため、「インフラ長寿命化基本計画」を策定しており、京極町においても「公共施設等総合管理計画（行動計画）」及び「個別施設ごとの長寿命化計画（林道等個別施設計画）」を策定し、メンテナンスサイクルを構築しなければならない。

民有林の造林、間伐については、国・道とあいまって従来からの公共造林をはじめ、北海道森林整備加速化・林業再生事業、豊かな森づくり推進事業を実施し森林資源を継続しなければならない。

鳥獣被害対策については、農林業等の被害防止対策に係る防除施設の購入経費等に対し、その一部を町単独で助成し、地域が一体的に防除しなければならない。

- ア 森林生産基盤の整備として、林道整備事業の推進並びに長寿命化計画策定及びメンテナンスサイクルを構築する。
- イ 森林施業の近代化、効率化として森林組合を中心とした組織的な生産活動の強化、木材生産に向けて針葉樹と広葉樹の入り交じった豊かな森づくりを推進する。
- ウ 林産物加工分野の振興として、ようてい森林組合の生産力の増強とログハウスなどの木の良さを活かした製品加工技術の確立と販売体制の強化、カラマツ材の加工技術に関する研究開発を推進する。
- エ 町有林とようてい森林組合、それと希望する組合員の森林について森林認証を受ける。
- オ 鳥獣被害対策としての防除施設購入に対しての助成を行う。
- カ 鳥獣捕獲体制の維持に新たな猟友会員の育成と捕獲用囲いわなの活用により、近年増加しているニホンジカの個体数増加を防ぐ。

③ 商工業

後継者問題を克服し、商工業の振興と商店街の活性化のため各種の事業を展開する。

ア 商工業の若手後継者を中心に、研修及び交流事業への支援をとおり育成を図る。

イ 商工業・農業合同で行う婚活活動を支援するなど、後継者対策を進める。

ウ 経営の近代化・安定化のため、金融支援を強化し、各種制度事業の効率的な運用を図る。

エ 起業・新規事業・事業拡大・特産品開発等に対し、奨励金交付等による各種の支援を行う。

オ 三条通商店街を中心に、まちなみの整備を進める。

カ 町内での購買力推進のために行う、プレミアム付き商品券発行等に対する各種の支援を行う。

キ 高齢者や農村部など買い物困難者への支援等を行う。

④ 観光

京極町の主な観光資源である「ふきだし公園」及び周辺地域の再整備を進め、「北海道の水資源を未来につなぐ価値共創プロジェクト」への取り組みを継続して実施し、観光客の受け入れ基盤の強化を図るとともに、特産品開発を推進し、観光の活性化を図る。

観光ルートの整備を進め、羊蹄山麓周辺町村、ニセコ周辺地域との観光連携を強化する。

ア 「ふきだし公園」及び周辺地域の再整備を進める。

イ ふきだし湧水口からふきだしの沢川一帯の環境保全を図る。

ウ 名水プラザ等の地域振興施設の再整備を進める。

エ 公園、道の駅を中心に、公共 wifi の維持管理、IT を活用した観光情報の提供等機能強化を図る。

オ 地域資源を活用した特産品開発を進める。

カ 農業や林業等での体験学習、参加型アウトドアスポーツを奨励し、観光客と地域住民との交流を図る。

キ 観光ルートの整備を進め、羊蹄山麓周辺町村、ニセコ周辺地域との観光連携を強化する。

ク 農業と連携し農業主導による6次産業化をすすめ、地域の魅力づくりを推進する。

ケ ゆうくん・すいちゃんを活用したPR事業を強化する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 林業	林業専用道松川2号線開設事業 L=2,200m W=3m	町	
	(9) 観光又はレクリエーション	ふきだし公園整備事業	町	
		京極町名水プラザ新設事業	町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 農業	畑作推進事業 【事業内容】 病害虫対策としての薬剤の助成や輪作体系の推進に係る種子購入の助成等、必要な事業に要する経費の一部を補助する。 【必要性・効果】 基幹産業である農業における地域振興及び生産振興を推進するため、生産性・品質の向上による生産所得の確保を図る。	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
京極町全域	製造業、情報サービス業等 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和9年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3. 産業の振興」中の(2)及び(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

施設等の整備や維持・管理などについては、京極町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

① 情報通信施設

近年の生活水準の向上、社会経済の進展などに伴って情報化が進み、情報の大量・高速移送が実現し、人も交流も活発になり、日常の暮らしでも情報種類のレベルが急速に高速化している。

生活の安全確保と利便性の向上に向けて、非常災害時や緊急時の行政連絡に対応した防災無線を各世帯に設置した。

本町では、光ケーブルを活用し、平成 23 年度の地上デジタル放送への移行と情報通信環境の格差是正を兼ねた情報通信基盤整備事業を実施した。

また、本町が抱える様々な諸課題に対応するべく、多様な分野における ICT の効果的な利活用の促進を図る必要がある。

(2) その対策

① 通信施設

難視聴対策のために情報通信基盤整備事業で整備した光ケーブル網を維持するとともに、光ケーブル網を活用した各種の IT 関連事業を展開する。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

施設等の整備や維持・管理などについては、京極町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

本町における道路は、国道 276 号と主要道道京極定山溪線、主要道道豊浦京極線、一般道道京極俱知安線、一般道道黒橋京極線、一般道道京極停車場線と町道が縦横に連絡している。国道を除いては、未開通の区間があるほか、拡幅や線形改良など順次改良を進めている状況にある。

町道の全延長は、194 kmに及び、年々計画的に整備を進めている。主要な生活路線については、概ね舗装化を完了している。今後は良好な道路の維持管理に努めるとともに、未改良、未舗装道路の整備を促進しなければならない。また、主要道道 2 路線のうち京極定山溪線の札幌市への開削と国道昇格については地域住民はもとより、関係町村からの強い要望がある。

自家用車の普及、大型農業機械等の導入、生産活動の円滑化と住民生活の向上のため道道、町道、農道、林道の路盤改良及び主要路線における歩道整備、側溝整備等を含む総合的な改良事業は必要である。また本町は、豪雪地帯のため冬季間における除排雪を的確に行い、円滑な交通確保の対策が必要となっている。

② 交通機関、交通安全

公共交通機関については、大正 8 年以来、地域の発展と町民生活の利便性を支えてきた国鉄胆振線が昭和 61 年 10 月をもって廃止となり、現在では民営バス路線に引き継がれている。

人口減少やマイカーの普及などに伴いバスの利用者数も減少傾向にあり、特に通学、通院等住民の日常的な移動のためにも地域交通の維持・確保が課題となっている。

交通機関輸送便数

輸送機関名	区 間	便 数	備 考
道南バス	俱知安～京極～伊達	往復 3 回	
道南バス	俱知安～京極～喜茂別	往復 8.5 回	

本町の交通安全推進は、京極町地域安全協会を中心として、その他関係団体との連携を図りながら安全施設整備及び指導や啓発に努めている。その結果、交通事故死者数は平成 17 年からゼロとなっているが、年々交通量が増加するなか、人身事故、物損事故は相変わらず発生している状況にある。

今後、交通安全施設の整備に努めるとともに、交通安全思想の普及活動を一層推進する必要がある。

交通事故の状況

	人身事故件数	死者数	負傷者数
平成 27 年	2	0	2
平成 28 年	2	0	2
平成 29 年	3	0	3
平成 30 年	2	0	5
令和元年	0	0	0

(2) その対策

① 道 路

国道・道道について、主要道道京極定山溪線の整備と合わせて同路線の国道認定を関係機関に要請するとともに、既設道路の安全対策や改良・補修整備を促す。

また、町道については、市街地内道路、集落道路など幹線道路を中心に計画的に整備を進め、橋梁については道路法の規定による定期点検及び京極町橋梁長寿命化計画に基づく補修を行い、快適・安全な質の高い道路環境づくりに努める。

ア 主要道道京極定山溪線の整備と合わせて同路線の国道認定の要請、主要道道への歩道設置や未改良区間の整備促進を図る。

イ 町道網の計画的な整備、幹線町道の歩道整備、市街地内町道の側溝整備を推進する。

ウ 除雪、排雪の質的向上を進め、流雪溝の有効活用により冬季間の円滑な交通確保に努める。

エ 道路の除排雪体制を充実させるため、除雪機械の計画的な更新、除雪センターの整備を進める。

②交通機関、交通安全

交通機関については、現運行体制の維持・充実に要請しつつ、北海道新幹線延伸に伴い利用者の増大を目指し、住民の買い物や通院、通学、通勤等の交通の利便の確保を図る。

交通安全施設等については、道路交通環境を点検し危険箇所の安全施設、標識の設置を促進する。

ア 地域交通は、民営バス路線に依存していることから、その維持・確保に努める。

イ 北海道新幹線延伸に伴う新幹線倶知安駅からの2次交通を確保するため、地域交通の確保を要請する。

ウ 交通安全教育及び交通安全運動の推進により、交通安全思想と知識の普及、啓発に努める。

エ 交通指導員の確保と住民協力体制、交通安全関係団体との連携強化に努める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1)市町村道 道路	五丁目線改良舗装事業 L=360m W=10m	町	
	橋りょう	橋梁修繕事業	町	
	(8)道路整備機械等	除雪機械購入事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

施設等の整備や維持・管理などについては、京極町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 簡易水道施設

本町の簡易水道は、昭和 38 年に許可を受けた給水人口 2,200 人、一日最大給水量 330 m³ の規模で、住民の水需要に対応してきたが、年々増加の一途をたどり供給能力の拡大が必要となり、昭和 55 年度第一次、平成 2 年度第二次、平成 4 年度第三次、平成 12 年度第四次、平成 19 年度には京極地区簡易水道を母体として、北岡地区、川西地区及び芙蓉地区を統合するなど、過去 5 回にわたり、変更認可申請を実施し拡張してきた。

その後、令和元年度には、新たな浄水場を建設するために見直しを実施し、給水人口 2,880 人、一日最大給水量 2,020 m³ の規模として現在に至る。

また、水道未普及地域の解消が望まれるなか、現在は 1 つの簡易水道事業、2 つの飲雑用水施設で運営されている。

今後、京極町では水道施設の老朽化が進み、適切な改修、更新及び増設が必要となっている。

また、生活水準の向上、営農用水の増量等で給水量が増加していることから、水量の確保など必要な措置を取り組まなければならない。

(令和 2 年 3 月現在)

区分\区域	京極地区簡易水道
給水人口	2,880 人
1 日平均給水量	1,001 m ³
1 人 1 日平均給水量	510 ㍓
1 日最大給水量	2,020 m ³
1 人 1 日最大給水量	701 ㍓

資料：建設課

② 下水道施設

本町の下水道は、昭和 52 年度に特定環境保全公共下水道として 60ha の区域として事業認可を受け、現在では計画区域 147ha に拡張され事業を推進しているところである。この間、昭和 61 年度には下水終末処理場が供用開始しており、令和 2 年 3 月末現在の水洗化率は 95.4%に達している。

また、平成 28 年度に事業の全体計画の見直しを行い、変更認可を受け下水終末処理場施設のストックマネジメント計画を策定し改築更新事業を推進していく。

今後は下水道管渠施設についても、適切な改修、更新が必要となっている。なお、下水道処理区域外の住民に対しては、生活環境の改善や環境保全の観点からも、汚水処理対策（合併処理浄化槽の設置）の強化が求められている。

事業認可	昭和 52 年度 当初認可	平成 23 年度 変更認可	平成 28 年度 変更認可
事業 区域面積	全体計画 60 ha	全体計画 147 ha	全体計画 147 ha
計画 人口	全体計画 3,700 人	全体認可 2,600 人 観光人口 日帰り 11,000 人 宿泊 260 人	全体認可 2,600 人
排除 方式	分流式	分流式	分流式
処理 方法	標準活性汚泥法	オキシディションディッチ法	オキシディションディッチ法
計画 汚水量	2,015 m ³ /日	1,612 m ³ /日	1,358 m ³ /日

資料：建設課

③ 廃棄物処理施設

本町におけるごみ処理は、町内全域に設けられたゴミステーションにて、可燃ごみ週 2 回、生ごみ週 3 回、不燃ごみ月 2 回、資源ごみ週 1 回、廃プラスチックごみ週 1 回、雑紙・段ボール他紙系ごみ週 1 回、ミックスペーパー月 2 回、粗大ごみ月 2 回の収集を行い、平成 15 年 4 月よりごみの減量化と処理費用の一部負担を行い可燃ごみ、不燃ごみ、生ごみ、粗大ごみを有料化としている。

なお、町内における各種ごみの収集については、町内全域に設けられたゴミステーションから委託業者が収集し、受け入れ業者に搬入している。

生ごみ対策としては、コンポスト容器購入や電動生ごみ処理機の購入助成をすることで、ごみの減量化を進めている。

また、現在の廃棄物最終処分場は平成 14 年 12 月より供用を開始し浸出水の処理を行っているが、老朽化に伴い故障が発生している状況にあるため、計画的なメンテナンスや修繕等を実施している。令和 2 年度より、粗大ごみ及び不燃ごみの破碎物を埋立地へ搬入しなくなったことから、廃止や災害時の他町村との広域的な連携による活用等、今後の方針を検討しなければならない。

し尿は、自家処理又は町内業者が収集業務を行っていたが、昭和 44 年に羊蹄山麓 6 町村（倶知安町、京極町、留寿都村、喜茂別町、真狩村、ニセコ町）で構成する一部事務組合で共同処理（施設規模・75kl/日）されている。年間処理量は、構成町村の下水道区域外におけるリゾート開発により年々増加傾向にあるが、当町における収集量は近年微減の傾向にある。

④ 消防施設

本町の防火・消火活動は羊蹄山ろく消防組合（7 町村で構成）京極支署と京極消防団により消防体制の充実強化に努めている。羊蹄山ろく消防組合では、高機能消防指令システムの運用やデジタル無線の整備により、広域且つ効果的な消防活動の推進を図っているなか、京極支署は昭和 48 年、羊蹄山ろく消防組合設立に伴い常備化され職員 16 名と水槽付消防ポンプ自動車 1 台（令和 2 年度更新）、小型動力ポンプ付水槽車 1 台、救急車 1 台、広報車 1 台が配備されている。

非常備の京極消防団は、令和 3 年 4 月 1 日現在、団員 45 名で組織され、普通消防ポンプ自動車 1 台、小型動力ポンプ付積載車 1 台が配備されているものの、近年団員確保に苦慮しており、今後は女性消防団員の入団を配慮したより一層の消防体制の充実強化が望まれている。

また、災害時に防災の拠点となる消防庁舎の老朽化により長寿命化等の計画を図り、その目的を達するべく施設の充実が望まれる。

京極支署出動件数

年度\区分	火災発生件数	救急車出動件数
平成 27 年	3	204
平成 28 年	1	237
平成 29 年	2	254
平成 30 年	0	248
令和元年	4	257

⑤ 公営住宅

公営（町営）住宅については、老朽化住宅の建替事業や環境改善事業を年次計画により推進し、令和 3 年 3 月現在、9 団地、総戸数 294 戸となっている。

平成 20 年度から建替等を推進してきたところであるが、残る団地も老朽化・狭隘・高齢化対応等入居者のニーズに応じた対策が急務とされている。また、現在、令和 3 年 6 月末時点での空き屋率は 6.1%（建替事業による空き屋等を除く）の状況で、町営住宅への依存が高い状況である。

⑥ 環境衛生

火葬場については、設備の適切な維持管理と、隣接する町営墓地周辺の草刈り等を行い、環境衛生に努めている。

平成 20 年度からエキノコックス対策事業として駆虫薬を混ぜた餌を散布し、エキノコックス駆除に取り組んでいる。虫卵陽性率で散布前 16%あったものが、散布開始後は 0~4%と明らかに効果が認められている。今後も山麓各町村と連携し本事業を継続する必要がある。

⑦ 防 犯

町内会や各団体と連携し、毎月15日の防犯パトロール強化の日には、小中学生の登校時のパトロールや「みまもり」を、歳末には特別警戒パトロールを実施し、自主防犯体制の推進を図っている。

高齢者を狙ったオレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺の被害額は年々増加しており、後志管内でも不審電話が相次いでいる状況であり、町内でも発生する恐れがあるため、これらの被害を防止するため防犯講話や広報等で注意喚起、防犯意識の高揚を図っていく必要がある。また、「ようてい地域消費生活相談窓口運営協議会」を関係町村と構成し、消費生活相談員による消費生活相談を実施することで、被害未然防止や深刻化を防ぐ取り組みを実施している。

(2) その対策

① 簡易水道施設

水道は簡易水道が1カ所（京極地区簡易水道）と利用組合2カ所（共栄地区・末次地区）で行政区域の99.5%をカバーしている。残り0.5%（十区、錦方面）が水道未普及地区であるが、現在は自己水源により飲用している。

しかし、今後の水量の枯渇、水質の悪化等により飲用に不適となれば、水道の整備が求められる。また、老朽化の進んでいる施設もあり、施設の改修を必要としている。

ア ふきだし湧水など、水源の水質保全を図る。

イ 既設の簡易水道施設、飲用水供給施設の老朽配水管等の整備、京極地区簡易水道拡張事業の推進、水道未普及地区の解消を図る。

ウ 防災の観点から、取水施設等建物の耐震化、主要な送水管、配水管の耐震化を図る。

② 下水道処理施設

下水道については、処理区域内における道路の新設、住宅建設にあわせて下水道の設置を進める一方、下水道処理区域外における汚水処理対策を推進する。

ア 下水道処理区域における下水道加入（水洗化）を促進する。

イ 管渠や処理場などの下水道施設の適切な維持管理を図るとともに、防災の観点から、地震対策として下水道管渠施設の長寿命化計画に基づき、主要な幹線下水道管渠の改修、更新、耐震化を推進する。

ウ 下水道処理区域外における合併処理浄化槽設置事業を推進する。

③ 廃棄物処理施設

廃棄物処理については、衛生的で快適な生活環境を維持・向上するため、ごみの収集体制の充実や家庭、事業所等の協力によるごみ減量化に努める。

ア 生ごみの減量化を推進を図るため、生ごみ処理機等の助成を継続する。

イ 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法に対応した収集、処理体制の整備を図る。

ウ 循環型社会の構築を目指すため、ごみの「発生を抑制する」「再使用する」「再資源化する」という、3つの取り組みに向けた啓発啓蒙を図る。

エ 最終処分場の適正な維持管理の継続と今後の方針について検討する。

し尿については、下水道処理区域における水洗化を促進するとともに、下水道処理区域外の家屋や事業所等についても合併浄化槽処理による水洗化を推進する。

④ 消防施設

消防自動車・機械器具・資機材の適正な更新を図る。また、救命率向上を目的に平成 29 年 1 月から高規格救急隊を運用し、救急救命士を含む救急隊員の人材育成、研修、高度救命資機材の整備等救急業務の体制強化を図る。

消防団が現在 10 名の欠員を生じていることから、積極的に女性消防団員の募集も視野に入れ取り組みを行い、早期に消防団員の入団促進に努める。

消防庁舎の改修等については、中長期的な計画の中で取り進める。

⑤ 公営住宅

近年の人口減少・少子高齢化などの地域事情及び住宅事情を踏まえ、令和 2 年度に策定した京極町公営住宅等長寿命化計画（令和 3 年度～令和 12 年度）を適宜見直し、効率的、長期的な公営住宅全体の維持管理コストの縮減及び老朽化住宅の建替を図る。

⑥ 環境衛生

火葬場の適切な維持管理と、隣接する町営墓地周辺の環境維持に努める。

エキノコックス対策事業を継続して実施する。

⑦ 防 犯

関係機関、団体と連携した防犯パトロールを実施する。

特殊詐欺、悪徳商法などの被害防止のための広報活動を推進する。

防犯対策機能付き電話機器の普及促進を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 簡易水道	京極地区簡易水道事業 (施設整備工事)	町	
		非常通報装置設置事業	町	
		北岡地区制御盤更新事業	町	
	(2)下水処理施設 公共下水道	京極町下水終末処理場施設更新 事業	町	
		地域し尿処理施 設	汚泥再生処理施設建設事業	羊蹄山麓環 境衛生組合
	(5)消防施設	高規格救急自動車購入事業	消防組合	
		羊蹄山ろく消防組合負担金	消防組合	
	(6)公営住宅	公営住宅建替事業 (4棟36戸)	町	
		公営住宅整備事業 (車庫・道路・外壁塗装)	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

施設等の整備や維持・管理などについては、京極町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者福祉

京極町の高齢化率は、令和2年1月現在で35.3%となり、全国の28.8%、全道の31.7%を大きく上回っている。75歳を境とした後期高齢者の割合も19.2%と約5人に1人が75歳以上となっている。また、65歳以上の高齢者夫婦のみの世帯は232世帯、単身世帯は264世帯（施設等への入所者を除く）となっており、合わせると全世帯の約34%が在宅で生活をする高齢者世帯となっている。

町では、地域包括支援センターによる介護予防や総合相談、権利擁護などの各種事業の実施や福祉センターを中心として介護保険制度によるサービスの提供が行われている。平成26年度においては、特別養護老人ホーム増築整備事業に対し助成を行い、特養の定員が20床から60床に増床された。また、高齢者の保養、親睦の場の確保や生きがいづくりに対し、老人クラブの助成や京極温泉利用料の助成を行っている。

今後も少子高齢化が急激に進行する中で、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築、及び在宅生活を支えるための住環境の整備や社会参加を推進するための移動手段的確保が課題となるため、本町においても保健・医療・福祉・介護の関係機関の連携強化を図るとともに、地域全体で支える仕組みづくりが必要となる。

② 児童・母子福祉

本町の児童福祉施設としては、町立認定こども園（定員65人）があり、利用児童数は平成21年度以降は増減を繰り返し横ばい傾向にあるが、定員数をほぼ満たす利用状況となっている。

また、子どもの遊び場が5カ所（京極団地、新京極団地、富士見団地、旭団地、375）設置されている。

少子化が進む現在において、利用者のニーズに対応した多様な保育サービスを提供できる体制をつくる必要があるとなっている。

母子（父子）福祉については、社会福祉協議会と連携し、自立を支援していくことが必要である。

③ 障がい者福祉

京極町の障がい者手帳所持者数は、令和2年3月末現在で250人（身体199人、知的30人、精神21人）、精神の自立支援医療を受給している者が44人（手帳と重複）、心身に障がいのある者の総数は294人で、5年前と比較すると約5%の減となっている。

また、身体障がい者199人うち83%が65歳以上、そのうちの88%が肢体不自由や内部障害である。自立支援医療（精神通院）の受給者は5年前と同等である。

町には障がい者支援の事業所等がないことから他町村でサービスの提供を受ける現状にあるため、通所者の交通費負担軽減対策や人工透析者に対する送迎などを行っている。今後においては、ノーマライゼーションの理念を再認識し、障がい者の雇用機会の確保や社会参加の促進など、支援体制の整備や障がい者施策の総合的な推進に努める必要がある。

④ 保健衛生

少子高齢化が進む中、町民一人ひとりが住み慣れたこの町で元気に暮らしていくために、健康寿命の延伸が求められている。

そのため、各ライフステージを自分らしく健やかに過ごせるよう健康づくり事業を展開している。自ら正しい情報を選択できる力をつけ、健康づくりを推進し、生活習慣病を予防できるよう、健康相談、健康教育、乳幼児及び成人の健診、がん検診、歯科健診等をはじめ、感染症予防のための予防接種を推進している。

しかし、成人の健（検）診受診率については特定健診が対象者の約 30%、がん検診については 10～13%前後と受診率が低く、あわせて死亡者数の約 55%が、生活習慣に大きく関わりのある、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患で死亡している状況にあり、健（検）診受診率の向上に努め、特に若い世代からの健康づくりに取り組むための意識の醸成と実践に向けた事業展開が必要である。

今後も、保健師、管理栄養士による健康相談や健康教室、特定保健指導の充実を図り、健康増進を推進するため、食生活・運動等の生活習慣改善の取り組みや、心の健康への支援など各関係機関と連携をとり総合的な健康づくりに努める必要がある。

(2) その対策

① 高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、地域包括支援センター機能の充実を図り、保健・医療・福祉・介護の関係機関の連携による地域包括ケアシステムの構築を推進する。

高齢者が健康で長く在宅生活を送るため、介護予防を基本とした総合事業を進めるとともに、住環境整備や社会参加を推進するための移動手段的確保に努める。

また、人口減少・少子高齢化を踏まえ、令和 2 年現在、人口割合が一番高い前期高齢者に特に元気でいてもらう、担い手になってもらうといった取り組みを推進する。

認知症高齢者対策や高齢者虐待防止対策など、当事者だけではなく社会地域全体で支える仕組みづくりを推進する。

② 児童・母子福祉

児童福祉は、地域の需要に応じた保育事業を実施するとともに、住民ニーズにあった保育環境の整備を図る。

母子福祉は、社会福祉協議会と連携し、自立を支援していく。

また、子育てサービスの情報提供や相談に努め支援を行う。

③ 障がい者福祉

障がいのある人が地域で安心した生活が送れるよう、個々のニーズにあった福祉サービス、地域支援事業等の支援を行うため、関係機関との協力及び連携強化に努める。

障がい者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指すノーマライゼーションの理念を再認識するため、啓発活動や福祉教育を推進する。

④ 保健衛生

健（検）診受診率の向上により病気の早期発見を図るとともに、自らの健康を知り、生活習慣改善ができるよう事業の再構築を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育園屋上防水及び外壁塗装事業	町	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 高齢者・障害者福 祉	デマンドタクシー助成事業 【事業内容】 交通移動手段に不便をきたして いる 65 歳以上の高齢者及び 64 歳 以下の身体障害者手帳・療育手 帳・精神障害者保健福祉手帳所持 者を対象として、デマンドタクシ ーの利用助成をする。 【必要性・効果】 町内事業者を活用し町内での移 動目的として通院や買い物をはじ め、住民自らが主体となって介護 予防活動を行う実施場所、健康増 進活動の取り組みができる施設等 を指定することで、日常生活支援 や介護予防及び健康づくりへの自 立支援を推進し、交通課題解決に 向け移動手段の確保を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

施設等の整備や維持・管理などについては、京極町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町は、町立の「ひまわりクリニックきょうごく」（内科）が1施設、民間病院（精神科）が1施設、歯科医院が2施設の医療機関があるが、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、整形外科等の特定診療科は隣接する倶知安町の医療機関が最も近い施設となっている。救急医療は、羊蹄山ろく消防組合本部（倶知安町）の指令により京極町他、最寄りの支署より救急隊が出動し、基本的には倶知安町の救急指定病院に搬送されている。

ひまわりクリニックきょうごくは、昭和12年に京極町立診療所として開業以来、京極町の基幹的な医療機関として役割を果たしてきたが、近年では医療ニーズの個別化や多様化による患者の減少、国の医療費抑制政策により、厳しい経営を強いられている。そのような中、平成24年度より19床の有床診療所へと規模を縮小し、平成31年4月からは経営状況の改善また常勤医を確保するため、無床診療所へと移行した。

現在、町民がこの地域で安心して暮らし続けるために、町立診療所として町民の医療や介護を支え、また、予防や健康教育の啓発により、町民の健康維持を図っている。

そして、更に多職種間の連携を密にし、専門的な医療機関との連携により、かかりつけ医療機関としての役割を定着させる必要がある。

しかし、依然として一般会計からの繰入を行っており、財政状況を見据えた経営状況の見直しも検討しなくてはならない。

(2) その対策

町民の健康と安心を守る医療の確保は必要不可欠であることから、下記重点項目に取り組む。

- ・ 経営の効率化による地域医療の確保。
- ・ 地域連携による包括的ケアの構築と二次医療圏における医療体制の確保。
- ・ 町民にとっての安心と安全の基本となる医療スタッフの確保。
- ・ 広域医療ネットワークの確立。
- ・ 安全な医療体制と環境を保持するための施設整備。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	京極町国民健康保険診療所施設 整備事業	町	
	(4) その他	倶知安厚生病院整備費用負担事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

施設等の整備や維持・管理などについては、京極町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 小中学校

本町には、小学校1校、中学校1校がある。令和元年5月現在、児童数149名、生徒数86名であり、人口動態を推測し、横ばいで推移すると考える。施設においては、中学校改築、スクールバス入替え、給食センター改築からまもなく10年となるため、大きな修繕とならないための各メンテナンスは重要であり、建築40年を迎える小学校は校舎棟、体育館の大規模改修は終了したが、校舎内及び屋外運動場（グラウンド）の整備が必要とされている。また、現有のスクールバス2台は、平成24年度、平成28年度に更新したもので、車体の経年劣化によるメンテナンスに対応しつつ、減少する児童生徒数と地域性を考慮して、有効かつ適切な更新が必要となる。

(令和元年学校基本調査)

学校名	へき地級地	令和元年児童生徒数	学級数	教員数	施設			教員住宅	給食施設(共同)
					普通教室	特別教室	屋内運動場		
京極小学校	1	149	10(4)	19	10	12	1	13棟	1
京極中学校	1	86	4(1)	12	4	11	1	18戸	

※学級数のうち()は、特別支援学級数

本町の教員住宅は13棟18戸あるが、昭和50年代に建築されて40数年経過、また、平成5年までに建築の2階建て1棟2戸タイプも約30年経過しており、いずれも木造住宅で老朽化が著しく、長寿命化計画による整備が必要である。

② 高等学校

本町には、高等学校の設置がないため隣接町村のニセコ町（公立高校定時制）、真狩村（公立高校定時制）、留寿都村（公立高校定時制）、倶知安町（公立高校2校）にそれぞれ通学している。その他小樽市、札幌市等他管内への進学も少なくない。

③ 社会教育、生涯学習の充実

湧学館や公民館等の社会教育施設を拠点に多様な学習機会が提供されているが、生涯学習社会を実現するためには、行政組織だけでなく各種団体との連携体制が求められるところであり、生涯学習活動を通じた地域コミュニティのさらなる結びつきを推進していく必要がある。

生活や地域課題をテーマに据えた学習メニューの拡充がより一層求められており、参加者が学んだ成果を地域づくりに活かしていくために、参加型学習の積極的な導入を図る必要がある。

青少年の健全育成については、地域や学校、PTA等の関係団体が連携して子どもたちの見守り活動を進めており、今後はこの活動を地域コミュニティを有効活用していく仕組みづくりが必要である。豊かな人間性や自主性を育てるために有効な青少年の体験活動の推進を図っていく。

④ 社会教育施設等の整備

学習活動の拠点である社会教育活動としては、湧学館や公民館等の施設が設置されており、図書やAV、郷土資料の閲覧、各種会合に利用する集会施設として町民に幅広く利用されている。今後は、幼児・青少年・成人・高齢者・女性活動など多様化した目的や学習スタイルに対応した使い方のできる施設を目指す必要がある。

社会体育の推進を図る現在の施設は、体育館、温水プール、野球場、スキー場、スリーユーパーク等の施設の中でスポーツの推進がなされているが、幼児から高齢者まで多様化する住民ニーズに対応できる生涯スポーツ社会の実現にむけ、推進と活用のための条件整備が引き続き望まれている。

(2) その対策

① 学校教育関連施設

施設内巡回及び学校要望等により、教育施設の環境整備に努める。

なお、各施設の整備にあたっては、小中一貫教育についても検討のうえ、取り組む必要がある。

ア 学校施設及び設備の計画的な整備を進める。

イ 老朽化した教員住宅の計画的な整備を進める。

② 社会教育、生涯学習の充実

ア 効果的な学習機会の提供と学社連携を推進する。

イ 住民ニーズの把握と地域課題を反映し、学習成果を地域に還元できる機会を醸成する。

ウ 子どもたちの見守り活動の推進と、地域の文化や自然の特性を体験する機会を創出する。

③ 社会教育施設等の整備

ア 住民のニーズに合った社会教育施設の修繕・整備を進める。

イ 社会教育施設及び社会体育施設の安全管理における計画的な整備を進める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	京極小学校エレベータ・2階多目的トイレ・玄関自動ドア整備事業	町		
		京極小学校非常用電源設置事業	町		
		京極小学校水道施設整備事業	町		
		京極小学校空調・電気整備事業	町		
		京極中学校非常用電源設置事業	町		
		屋内運動場	京極小学校グラウンド・遊具整備事業	町	
			教職員住宅	教職員住宅整備事業	町
		教職員住宅建築事業		町	
		スクールバス・ポ ート 給食施設	スクールバス更新事業	町	
	給食運搬車・小学校給食カート整備事業		町		
	給食センター非常用電源設置事業		町		
	(3)集会施設、体育施設等	公民館	公民館屋上防水改修事業	町	
			公民館暖房設備改修事業	町	
		体育施設	総合体育館屋上防水改修事業	町	
			温水プール外壁塗装事業	町	
			総合体育館電気設備改修事業	町	
			スリーユーパーク整備事業	町	

	総合体育館自家発電機設置事業	町	
	陸上グラウンド他トイレ改修事業	町	
	圧雪車更新事業	町	
	温水プール電気設備改修事業	町	
	スキー場ロープ棟改修事業	町	
	総合体育館外壁改修事業	町	
	町営球場フェンス・バックネット更新事業	町	
	陸上グラウンド整備事業	町	
	スノーモービル更新事業	町	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	外国人指導助手業務委託事業 【事業内容】 小・中学校の外国語教育の指導助手を業務委託する。 【必要性・効果】 国際化社会に対応した教育施策の一環として、外国語指導助手を導入することにより、生きた外国語や外国文化・生活に触れる機会を提供し、外国語等によるコミュニケーション能力の向上と国際感覚の養成を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

施設等の整備や維持・管理などについては、京極町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の集落形態は、散在、散居の集落が大半を占め、構成は比較的小さなものが多い。個々の集落は、地理的、社会的条件と歴史的背景から構成されたものであることから、集落の再編成が進んでいないのが現状であり、住民の減少と高齢化により地域のコミュニティ活動が低下している。

(2) その対策

集落と中心市街地を結ぶ町道は、生活路線として整備と維持管理を進めていく。また、豪雪地帯であることから、定期的な除雪が必要である。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

施設等の整備や維持・管理などについては、京極町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

1 1. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

経済成長により物質的な生活が豊かになる一方、余暇時間の増加により、自然に親しむことや、芸術・文化に触れる等の心の豊かさを求める声も高くなっているなか、文化活動の必要性が広く認められるとともに、芸術の鑑賞や創作活動など住民の多様な要求が生まれている。

芸術文化を振興するためには、町民へ優れた芸術文化活動を鑑賞する機会を提供し、芸術文化意識の醸成を図ることが必要であり、本町で文化的な活動を行う各種団体で組織されている京極町文化協会をはじめ各機関とも協力しながら、鑑賞機会の拡大に努めていくことが必要である。

湧学館や公民館は、町民の郷土意識を育むとともに、町民に限らず幅広い方へ向け地域文化を紹介する場所であるほか、交流の拠点でもあることから、地域文化の発信基地として位置づけるために、ニーズに対応した展示方法やインターネットによる情報発信など、図書資料や文化財を取り巻く自然的・社会的環境を含めた施設の整備・改善が必要である。

(2) その対策

社会教育施設及び各種資料の活用

- ア 郷土資料や図書資料などの保管・展示・活用施設の整備・改善
- イ 公民館・湧学館の役割を明確にした運営と活用
- ウ 芸術文化の拠点施設として住民のコンセンサスを得る機能の検討と適正な維持管理

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興 施設等 地域文化振興 施設	湧学館空調・冷暖房設備改修事業	町	
		湧学館自家発電機設置事業	町	
		湧学館電機設備改修事業	町	
		湧学館屋上防水改修事業	町	
		図書システム機器更新事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

施設等の整備や維持・管理などについては、京極町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

1 2. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

北海道では地球温暖化防止に向け、2050年「ゼロカーボン北海道」の実現を目指しており、本町においても地熱発電や小水力発電といった再生可能エネルギーの活用策の推進について積極的に取り組み、自然環境と調和した持続可能な社会の構築を目指していく必要がある。

(2) その対策

町内のCO₂排出量・吸収量など現状を把握したうえで、効果的なCO₂の排出削減に取り組むため、再生可能エネルギーの活用策の推進について、町民や事業者と一体となった取り組みを進める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生可能 エネルギー の利用の推 進	(2) 過疎地域持続的発 展特別事業 再生エネルギー 利用	カーボンニュートラル推進事業 【事業内容】 CO ₂ 排出量・吸収量など現状を 把握し、CO ₂ 排出削減事業に取り 組む。 【必要性・効果】 町の将来に渡る環境改善、再生 可能エネルギーの活用策の推進 に取り組む。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

施設等の整備や維持・管理などについては、京極町公共施設等総合管理計画について必要な見直しを行い、整合性を図りながら必要な事業を積極的に実施する。

事業計画（令和3年度～令和8年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	定住促進事業 【事業内容】 本町の区域内で新築した住宅 の取得及び中古住宅の購入に要 した費用の一部を補助する。 【必要性・効果】 人口を確保することにより、 地域の活性化を図る。	町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 農業	畑作推進事業 【事業内容】 病害虫対策としての薬剤の助 成や輪作体系の推進に係る種子 購入の助成等、必要な事業に要す る経費の一部を補助する。 【必要性・効果】 基幹産業である農業における 地域振興及び生産振興を推進す るため、生産性・品質の向上によ る生産所得の確保を図る。	町	
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8)過疎地域持続的発 展特別事業 高齢者・障害者福 祉	デマンドタクシー助成事業 【事業内容】 交通移動手段に不便をきたし ている65歳以上の高齢者及び64 歳以下の身体障害者手帳・療育手 帳・精神障害者保健福祉手帳所持 者を対象として、デマンドタクシ ーの利用助成をする。	町	

		<p>【必要性・効果】</p> <p>町内事業者を活用し町内での移動目的として通院や買い物をはじめ、住民自らが主体となって介護予防活動を行う実施場所、健康増進活動の取り組みができる施設等を指定することで、日常生活支援や介護予防及び健康づくりへの自立支援を推進し、交通課題解決に向け移動手手段の確保を図る。</p>		
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	<p>外国人指導助手業務委託事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>小・中学校の外国語教育の指導助手を業務委託する。</p> <p>【必要性・効果】</p> <p>国際化社会に対応した教育施策の一環として、外国語指導助手を導入することにより、生きた外国語や外国文化・生活に触れる機会を提供し、外国語等によるコミュニケーション能力の向上と国際感覚の養成を図る。</p>	町	
1 1 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生エネルギー利用	<p>カーボンニュートラル推進事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>CO₂排出量・吸収量など現状を把握し、CO₂排出削減事業に取り組む。</p> <p>【必要性・効果】</p> <p>町の将来に渡る環境改善、再生可能エネルギーの活用策の推進に取り組む。</p>	町	